

令和2年9月1日

保護者の皆様

大阪狭山市教育委員会

大阪狭山市立小・中学校における教育活動について(お知らせ)

大阪狭山市教育委員会では、令和2年6月1日の学校再開にあたり、今年度の学校における教育活動について、保護者の皆様あてに「お知らせ」としてとりまとめ、お示ししてまいりました。この度、文部科学省や大阪府教育庁の衛生管理マニュアル等の改訂にともない、「大阪狭山市立小・中学校における教育活動について」として、前回の「お知らせ」を次のように改訂しましたので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この「お知らせ」は令和2年8月時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがありますので、ご了承ください。

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止について

○児童生徒について

・児童生徒に対しては、登校前に自宅にて検温と健康観察を実施し、「健康観察カード」や連絡帳に記入のうえ、持参させてください。学校では、教職員が児童生徒の健康状況を確認した後、教室に入るよう指導します。また、発熱等の風邪症状がある場合は学校に連絡し、登校させずに自宅で休養するようにしてください。

風邪症状の例・・・咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

- ・身体的距離が十分とれないとき(2m程度)はマスクを着用することとします。ただし、熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合や体育の授業においてはマスクの着用はしません。
- ・学校では、「登校時」「外から教室に入る時」「トイレの後」「給食の前後」「せきやくしゃみ、鼻をかんだとき」「掃除の後」「共有のものを触ったとき」に、流水と石けんによる手洗い、または手指消毒を行うよう指導します。
- ・学校で急に発熱した場合は、他の児童生徒がいない部屋で待機させ、保護者の方へ連絡しますので、必ずお迎えをお願いします。

○教職員について

教職員は出勤前に自宅で検温し、教職員本人に発熱等の風邪症状がある場合は出勤せず、自宅で休養するようにします。また、児童生徒と同様に、マスクの着用や手洗いによる新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行います。

○環境衛生管理について

- ・児童生徒が学習する教室等では、2方向の窓を開放するなど、十分な換気を行います。(エアコン使用時においても、30分に1回、5分程度の換気を行います。)
- ・飛沫感染防止の観点から、教卓と児童生徒の最前列の机との間隔を確保します。また、教職員は適正な大きさの声で指導を行います。
- ・児童生徒が共通に触れるドアの取手、スイッチ、手すりの消毒を1日1回以上行います。
- ・気温・湿度や暑さ指数が高い中で、マスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。

す。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先します。マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、学校において臨機応変に対応することがあります。

2. 感染者、濃厚接触者が生じた場合の対応について

児童生徒や同居の家族が新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合や、濃厚接触者に特定された場合、また PCR 検査を受検することになった場合は必ず学校まで連絡してください。

○新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

(1) 児童生徒、または教職員に感染者が確認された場合

- ・濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部を3日間臨時休業とします。(土日祝等の休日も含みます。)
- ・臨時休業の開始日は、原則として判明した日の翌日からとします。
- ・濃厚接触者の特定や学校施設の消毒が完了次第、富田林保健所・大阪狭山市教育委員会・学校医と相談の上、3日を待たずして学校を再開する場合があります。
- ・教職員の濃厚接触者が多数いる等、学校運営上の体制整備に時間がかかる場合は、臨時休業の期間を延長する場合があります。
- ・児童生徒の感染が判明した場合は、学校保健安全法第 19 条に基づく「出席停止」(欠席としない)とします。

(2) 児童生徒、または教職員の家族に濃厚接触者が確認された場合

- ・児童生徒や教職員の家族に濃厚接触者がいる場合は、保健所等関係機関と相談の上、個別に対応します。
- ・保健所により、濃厚接触者にあたりと特定された児童生徒は、学校保健安全法第 19 条に基づき、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の「出席停止」(欠席としない)とします。

○発熱や風邪症状がある児童生徒の出席停止措置について

(1) 児童生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合の欠席は、1日目であっても「病欠」ではなく、「出席停止」(欠席としない)とします。

(2) 次の症状がある場合は、「新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)

TEL:06-7166-9911」へ連絡し、感染の可能性やその後の対応について相談してください。

- A. 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- B. 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- C. 妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- D. 上記A、B、C以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合
(大阪府の資料より抜粋)

3. 学習について

臨時休業中(3月分も含む)に指導を予定していた学習内容を含め、各学年の学習については、各学校で家庭学習の状況を確認したうえで、今年度中に学習を終えられるよう進めてまいります。また、各小・中学校において児童生徒や教職員の負担に配慮した上で、効果的な学習となるよう工夫をしてまいります。

- ・授業中、教職員は飛沫防止のためマスクを着用します。
- ・授業において、近距離で対面形式となるグループワーク（話し合い・教え合い）等は控え、やむを得ず、児童・生徒の会話や発声などが必要な場合は、マスクを着用したうえで、短時間にとどめるようにします。

○体育の授業について

- ・スポーツ庁の通知に基づき、児童生徒の運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、体育の授業ではマスクを着用しません。（ただし、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、個別に対応します。）

○ICT機器を活用した家庭学習（オンデマンド※学習）について

下記の理由により、各小・中学校におけるICT機器を活用した家庭学習（オンデマンド学習）を各校で実施してまいります。

- ・学校再開後の限られた授業日数で児童生徒が効率よく学習内容を理解・定着できるよう、学校の授業と家庭における学習動画等の視聴とを組み合わせた学習を進めていく必要があるため。
- ・今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、再度臨時休業措置となる可能性があることから、児童生徒が普段からICT機器を活用した家庭学習に慣れ親しんでおく必要があるため。
- ・家庭学習で活用できるICT機器の環境がない場合は、学校にご相談ください。（学校のパソコン教室を活用していただくことができます。）

※オンデマンド・・・利用者が自らの都合で必要な時に、必要な機能や情報を得られるという意味

○冬季休業期間について

- ・本年度の冬季休業は、例年どおり令和2年12月25日（金）から令和3年1月6日（水）の期間とします。

4. 学校行事について

○修学旅行等の宿泊行事や校外学習について

- ・2学期に予定しておりました小学6年生の修学旅行については、バスを増便し補助席を使わないなどの新型コロナウイルス感染防止対策を最優先としつつ、可能な限り実施する方向で調整します。
- ・1学期に予定しておりました中学校3年生の修学旅行については、実施時期を2学期に延期し、活動内容などを再考しているところです。詳細につきまして、別途お知らせいたします。
- ・小学5年生や中学1・2年生の宿泊行事については、感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動を含むことから、本年度は中止いたしますが、これに代わる行事については、今後学校と協議し検討してまいります。
- ・その他の校外学習（遠足など）については、今後発出される国や府のガイドラインに基づいて、実施可能な時期や内容について学校と協議し判断してまいります。

○運動会・体育大会について

- ・運動会・体育大会については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、昨年度と同様の内容・方法で実施することはできませんが、今後、感染症対策を講じたうえで実施できるよう、内容・方法を検討します。
- ・小学校の運動会は「ミニ運動会」として、平日に学年で分かれ、短時間で実施する予定です。保護者等の参観は「可能」としますが、制限を設ける場合があります。
- ・中学校の体育大会は、密を避けるために保護者等の参観は「不可」とします。

5. 学校給食について

○給食の実施について

- ・9月1日(火)は防災給食、9月2日(水)以降は通常の給食を提供します。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度のバイキング給食は実施しません。

○喫食時の感染予防策について

- ・食事の前に、児童生徒と教職員全員が流水と石けんで手洗い、または手指消毒を行います。また、手洗い後の手拭きの際は、自身が持っているハンカチ等を使用し、他の人と共有しないよう指導します。
- ・配食時は、口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐため、給食当番はもとより児童生徒等全員が必ずマスクを着用するよう指導します。
- ・喫食時は、全員が前を向いて、無言で食べるよう指導します。

6. 部活動について

- ・部活動への参加については、生徒及び保護者の意向を尊重します。
- ・生徒の健康状態を把握したうえで、活動を行います。発熱や風邪症状がある場合は参加を見合わせるようにしてください。
- ・可能な限り、感染症対策(手洗いや手指消毒・こまめな換気等)をしたうえで、活動を行います。
- ・密集、密接、密閉する状態では、大きな声での発声、応援等をしないように指導します。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、生徒に使用前後、手指消毒や手洗いをを行います。また、可能な限り器具や用具を適切に消毒します。

7. 児童生徒・保護者の心のケアに係る相談窓口について

- ・新型コロナウイルス感染症対応により、日常生活が大きく変わる事態となり、子どもたちは、友人関係や学習、進路や将来のことなど、様々な思いや悩みを抱きながら休校中の生活を送ってきたと考えられます。
- ・児童生徒が悩みや不安について相談できるよう、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等が教育相談を受け付けておりますので、各小・中学校または下記連絡先までご相談ください。
- ・また、感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものです。
- ・本市では、このような偏見や差別が生じないよう、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、児童の発達段階に応じて啓発を行ってまいります。(新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談も、各小・中学校や下記連絡先で受け付けております。)

(児童生徒・保護者の心のケアにかかる相談連絡先)

「大阪狭山市教育委員会 教育部学校教育グループ(教育相談担当あて)」

： TEL 072-366-0011 (内線 809)

「すこやか教育相談 24」： TEL 0120-0-78310 (無料) 24時間対応の電話相談です。